

職務給の原則に反する給料表の制度・運用（いわゆる「わたり」）について

いわゆる「わたり」とは、

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと
 - ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること
- により、給与を支給することをいう。

➡ 職務給の原則の観点から問題があり、給料水準（ラスパイレス指数）を高める要因にもなる。

（参考）地方公務員法

第24条第1項 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

典型例 国や県と職務・職責が同等の地方公共団体の役職を、国や県の基準を超えて上位の職務の級に格付けている場合。

職務の級	3級（222,900円～357,200円）	4級（262,300円～391,200円）	5級（289,700円～403,700円）
国やA県の格付け	係長	係長	課長補佐
a市の格付け	係長	係長	係長

※ a市の「係長」と国やA県の「係長」は、名称だけでなく、職務・職責も同等。

➡ 5級の係長が「わたり」に該当。

国や県と職務・職責が同等の地方公共団体の役職が、国や県の俸給（給料）月額を大きく超えている場合も、職務給の原則の観点から問題がある。

（例） 国やA県の4級係長の俸給（給料）月額：262,300円～391,200円

〃 の5級課長補佐の俸給（給料）月額：289,700円～403,700円

a市の4級係長の給料月額：262,300円～**450,000円**

「わたり」によるラスパイレス指数への影響例

団体A

職員数: 10人
平均給与: 282,490円

	4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円		円	
1号	262,300		289,700	
2号	264,400		292,000	
3号	266,500		294,300	2
4号	268,600		296,600	2
5号	270,700		298,700	
6号	272,800	3	301,000	
7号	274,900	3	303,300	

国家公務員

職員数: 10人
平均給与: 282,490円

	4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円		円	
1号	262,300		289,700	
2号	264,400		292,000	
3号	266,500		294,300	2
4号	268,600		296,600	2
5号	270,700		298,700	
6号	272,800	3	301,000	
7号	274,900	3	303,300	

ラスパイレス指数

$$\frac{282,490円 \times 10人}{282,490円 \times 10人} \times 100 = 100.0$$



5級係長への「わたり」がある場合

団体A

職員数: 10人
平均給与: 286,810円

	4級		5級	
	給料月額	職員数	給料月額	職員数
	円		円	
1号	262,300		289,700	
2号	264,400		292,000	
3号	266,500		294,300	2→3
4号	268,600		296,600	2→3
5号	270,700		298,700	
6号	272,800	3→2	301,000	
7号	274,900	3→2	303,300	

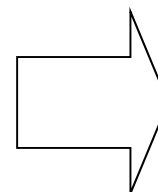
国家公務員

職員数: 10人
平均給与: 282,490円

	4級		5級	
	俸給月額	職員数	俸給月額	職員数
	円		円	
1号	262,300		289,700	
2号	264,400		292,000	
3号	266,500		294,300	2
4号	268,600		296,600	2
5号	270,700		298,700	
6号	272,800	3	301,000	
7号	274,900	3	303,300	

ラスパイレス指数

$$\frac{286,810円 \times 10人}{282,490円 \times 10人} \times 100 = 101.5$$



「わたり」の結果として、ラスパイレス指数が上昇する。